

医療、介護及び障害福祉人材確保奨励金交付事業

医療機関、介護サービス事業所および障害福祉サービス等事業所の人材確保のために、医療、介護または障害福祉等の職場で働く方に対して奨励金を交付します。

■対象者

勝山市に所在する医療機関、介護サービス事業所および障害福祉等サービス事業所（以下「医療機関等」）に勤務する、医療機関従事者、介護サービス従事者、障害福祉サービス等従事者で、下記の全ての条件を満たす方が対象となります。

1. 新たに医療機関等に令和6年4月1日以降に採用された者で60才以下の者
2. 過去3年以内に勝山市に所在する医療機関等に勤務していない者
3. 勝山市に所在する医療機関等に5年以上勤務する意思を有する者
4. 正規職員であること
5. 勝山市育英資金奨学金返還減免を受けていないこと
6. 市税を滞納していないこと

やりがいのある仕事です。一緒に働きましょう！



【対象業種】

医療機関従事者	看護師、准看護師、薬剤師
介護サービス従事者	介護職員、看護師、准看護師、介護支援専門員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、管理栄養士
障害福祉サービス等従事者	ホームヘルパー、生活支援員、児童支援員、指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、相談支援専門員←R7年より追加対象になりました)

■**交付額** 30万円（1年あたり10万円を3年にわたって交付します）

■**申請** 勤務を始めた日から1年以内

■奨励金の返還

次のいずれかに該当する場合は、奨励金を返還していただきます。

1. 5年以内に離職した場合
※離職の状況により、返還を求めない場合があります
2. 市税を滞納した場合 など

【担当】 申請方法など、詳しくはお問い合わせください

勝山市健康体育課 ☎ 87-0888（医療・介護）

勝山市福祉課 ☎ 87-0777（障害福祉）